

さわら広域資源管理の取組

1. 資源管理措置

(1) 漁獲管理

海域(灘)・漁業種類ごとの漁獲管理措置

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5 ~ 7/11) → 休漁 網目 → 10.6 cm 以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25 ~ 6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) → 休漁 網目 → 10.6 cm 以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
	はなつぎ網	漁獲量 → 年間 40 トンを上限
	さわら船曳網	漁獲量 → 年間 2 トンを上限
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) → 休漁 網目 → 10.6 cm 以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) → 休漁 網目 → 10.6 cm 以上
	さごし巾着網	漁獲量 → 年間 46 トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) → 休漁 網目 → 10.6 cm 以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16 ~ 6/15) → 休漁 網目 → 10.6 cm 以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) → 休漁 網目 → 10.6 cm 以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) → 休漁
	さごし・めじか流し網	8/1 ~ 9/30 → 休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

海域の定義は別表のとおりとする。(略)

(2) 種苗放流

瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会は、(独)水産総合研究センターとの連携・協力の下で、サワラ種苗の共同種苗生産体制の構築に向け積極的に取り組み、健全種苗、適地、適正サイズの種苗放流を推進し資源造成に取り組む。

なお、種苗生産数量、中間育成等の詳細については、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会で定める。

(3) その他の資源管理措置

上記(1)及び(2)の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

2. さわら広域資源管理の実施に伴う進行管理

(1) 推進体制

さわら広域資源管理の適切な実施のため、サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会及びさわら検討会議による連携体制を構築し、漁獲管理と種苗放流を一体的に推進するとともに、広域的な資源管理のための協議・調整を行う瀬戸内海広域漁業調整委員会等と連携をとりつつサワラ資源の適切な管理を推進する。

(2) 実施状況等の把握

上記1の資源管理措置の実施状況を毎年把握するとともに、サワラを対象とする漁業の漁獲報告等により操業状況の把握を行う。

また、関係機関が連携して調査、モニタリングを行い、サワラ資源状況の把握を行う。

(3) 資源管理措置の見直し

上記(2)の結果を踏まえ取組を評価するとともに、必要に応じ1の(1)、(2)の資源管理措置の見直しを行う。

3. その他

(1) 資源管理指針・資源管理計画

平成24年度以降は、資源管理・漁業所得補償対策に伴う資源管理指針・資源管理計画体制の下で適切に資源管理を推進する必要があることから、さわら広域資源管理の内容を、資源管理指針やそれに基づく資源管理計画に的確に反映させることとする。

国は、府県からの資源管理指針の協議に際して、さわら広域資源管理の内容が適切に反映されるよう十分に注意しつつ対処するものとする。

(2) 委員会指示

さわら広域資源管理の実効性を確保するため、必要に応じて、瀬戸内海広域漁業調整委員会、海区漁業調整委員会等において委員会指示の設定を審議することとする。

(3) 漁獲努力可能量(TAE)の設定

漁獲努力可能量(TAE)は、資源回復計画に基づく漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために設定されてきた。

平成24年度からはサワラ資源回復計画による措置は、さわら広域資源管理に移行することから、さわら広域資源管理においても引き続きTAEを設定することとし、水産政策審議会(資源管理分科会)においてTAE設定を諮ることとする。

平成24年4月1日
さわら検討会議

さわら検討会議

さわら検討会議の役割

サワラ資源（瀬戸内海系群）の適切かつ効率的な管理を行っていくためには、漁獲管理と種苗放流を一体的に推進していくことが重要であることから、これら各措置を一体的に協議・検討する。

業務内容

- ・科学的根拠に基づく漁獲管理及び種苗放流等に関する検討。
- ・漁獲管理の実施状況、資源量、漁獲量等の把握。
- ・種苗放流の実施状況等の把握。
- ・その他会議の趣旨を達成するために必要なこと。

参加機関

- ・サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会（全漁連）
- ・瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会（（社）全豊協）
- ・瀬戸内海サワラ関係府県
- ・（独）水産総合研究センター（アドバイザー）
- ・瀬戸内海漁業調整事務所（事務局）

指針制度における全体スキーム図

漁獲管理・種苗放流の実施

サワラ瀬戸内海系群
資源管理漁業者協議会

漁獲管理に関する
取組内容の検討等

検討
結果の
報告

瀬戸内海海域栽培漁業
推進協議会

共同種苗生産体制の
構築等

検討
結果の
報告

さわら検討会議

漁獲管理、種苗放流の実施状況や漁獲
量等の基礎的データの把握

左記協議会での報告とあわせ、科学的
根拠を基に、関係者間で取組内容等の
協議・検討

取組内容の決定、進行管理

瀬戸内海広域漁業調整委員会等

広域的な資源管理のための
協議・調整

必要に応じて資源管理措置を
担保する委員会指示

資源管理指針・計画

連携